

人材確保支援事業補助金

市内企業の人材確保を推進するため、人材確保に係る以下の費用を一部補助します。

	内 容
補助対象者	市内に事業所を有する中小企業等
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・ 合同就職説明会への出展に係る出展料及び出展時用品レンタル料・ 企業PR動画作成委託料・ 採用コンサルティング委託料・ 就職ポータルサイト利用料 ※消費税は補助対象外となります。
補助金額	<ul style="list-style-type: none">・ 補助対象経費の2分の1。上限額は20万円。・ <u>本補助金の交付を受けたことがある場合は、補助対象経費の4分の1。上限額は10万円。</u> ※算定した金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
採択基準等	同一年度における同一の事業主等の申請は1回限り。
補助金の申請方法	事業を開始する前に、次のものを十日町市産業政策課へ提出してください。 <ul style="list-style-type: none">・ 補助金交付申請書（様式第1号）・ 事業計画書（別紙3）・ 事業の概要が分かるもの・ （合同就職説明会への出展の場合のみ） 主催者の発行する出展許可書又は申込受理書などの写し・ 補助対象経費算出根拠資料（見積書等）・ 直近の納税証明書
事業の完了報告	事業が完了したら、次のものを十日町市産業政策課へ提出してください。 <ul style="list-style-type: none">・ 補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）・ 実績報告書（別紙7）・ 事業の実施内容を確認できるもの（記録写真、作成した企業PR動画の掲載ページ等）・ 補助対象経費の支払が確認できるものの写し（領収書等）
留意事項	他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とします。他の補助機関では、複数の団体からの補助金併用を不可と定めている場合がありますのでご注意ください。

【お知らせ】

9月末までに申請額が補助金予算額に達した場合は、申請受付を一旦中止させていただきます。10月以降、予算の調整ができ次第申請を再開します。ご了承ください。

【お問合せ先】 十日町市役所 産業政策課（電話：025-757-3139）

令和8年4月1日版